

(愛媛県報平成15年12月26日第1521号外 1 別冊 4)

**伊予灘における区画漁業（特定区画漁業を
含む。）の免許の内容たるべき事項等**

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
伊区第1号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北条市浅海地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北条市浅海原甲550番地地先の投光器柱 B 北条市浅海本谷甲58番地恵美須神社西角 点 ア Bから315度150メートルの点 イ Bから315度450メートルの点 ウ Aから315度450メートルの点 エ Aから315度150メートルの点	北条市	別記2及び4のとおり
伊区第2号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市堀江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市堀江町堀江港東防波堤東側付根から北へ直線距離620メートルの標識 B 松山市と北条市の境界標識の鼻西端から南へ200メートルの標識 点 ア Aから松山市門田町頭崎見通し250メートルの点 イ Aから松山市門田町頭崎見通し500メートルの点 ウ Bから松山市門田町神崎見通し500メートルの点 エ Bから松山市門田町神崎見通し250メートルの点	松山市堀江町	別記2及び4のとおり
伊区第3号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡瀬戸町足成地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡瀬戸町足成襖鼻灯台 点 ア Aから155度590メートル イ Aから98度220メートル ウ Iから188度350メートル エ Uから278度220メートル	西宇和郡瀬戸町	別記2及び4のとおり
伊区第4号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡瀬戸町高浦及び同町佐市地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡瀬戸町高浦崎標柱 B 西宇和郡瀬戸町佐市北側防波堤基部より68メートルの標識 点 ア Aから西宇和郡瀬戸町走手鼻見通し70メートルの点 イ Aから西宇和郡瀬戸町走手鼻見通し360メートルの点 ウ Iから41度440メートルの点 エ Bから西宇和郡瀬戸町小振黒鼻見通し180メートルの点	西宇和郡瀬戸町	別記2及び4のとおり
伊区第5号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡瀬戸町三机地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びピアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡瀬戸町三机坂本乙3031番地の1の標識 B 西宇和郡瀬戸町三机シロバエ 点 ア AからB見通し470メートルの点から180度50メートルの点 イ Aから180度400メートルの点 ウ Iから90度200メートルの点 エ Uから0度150メートルの点 オ Iから270度50メートルの点 カ Oから0度250メートルの点	西宇和郡瀬戸町	別記2及び4のとおり
伊区第6号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡瀬戸町三机地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡瀬戸町三机坂本乙3031番地の1の標識 点 ア Aから150度135メートルの点 イ Aから0度430メートルの点 ウ Iから90度300メートルの点 エ Uから180度430メートルの点	西宇和郡瀬戸町	別記2及び4のとおり
伊区第7号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡瀬戸町田部地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びピアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡瀬戸町田部第2防波堤L護岸基部より	西宇和郡瀬戸町	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					82.9メートルの標識 点 ア Aから227度100メートルの点 イ Aから208度150メートルの点 ウ イから253度212メートルの点 エ Uから298度300メートルの点 オ Eから28度300メートルの点		
伊区第8号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡瀬戸町神崎後の浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、Cから199度見通し線とDから199度見通し線との区域を除く。 基点 A 西宇和郡瀬戸町神崎タナゴ渡 B 西宇和郡瀬戸町神崎後の浜東防波堤基部から海岸沿いに東へ100メートルの標識 C 西宇和郡瀬戸町神崎後の浜西防波堤西基部 D 西宇和郡瀬戸町神崎後の浜東防波堤東基部 点 ア Aから199度50メートルの点 イ Aから199度200メートルの点 ウ Bから199度270メートルの点 エ Bから199度120メートルの点	西宇和郡瀬戸町	別記2及び4のとおり
伊区第9号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡瀬戸町神崎後の浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡瀬戸町神崎後の浜東防波堤東基部から海岸線沿いに東へ100メートルの標識 B 西宇和郡瀬戸町神崎後の浜オソナグチの標識 点 ア Aから199度120メートルの点 イ Aから199度430メートルの点 ウ Bから199度400メートルの点 エ Bから199度100メートルの点	西宇和郡瀬戸町	別記2及び4のとおり
伊区第10号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三崎町二名津地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域。ただし、最大低潮時海岸線から50メートルの区域を除く。 基点 A 西宇和郡三崎町二名津牛鬼渡 B 西宇和郡三崎町二名津イケの鼻 点 ア Aから西宇和郡三崎町明神漁港第1防波堤突端北端見通し200メートルの点 イ Bから西宇和郡三崎町明神漁港第3防波堤突端北端見通し150メートルの点	西宇和郡三崎町	別記2及び4のとおり
伊区第11号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三崎町明神地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三崎町明神漁港第2防波堤突端南端 B 西宇和郡三崎町明神漁港第3防波堤突端北端 点 ア Aから西宇和郡三崎町二名津ウドノ口見通し150メートルの点 イ Bから西宇和郡三崎町二名津ウナイ浜の鼻見通し150メートルの点	西宇和郡三崎町	別記2及び4のとおり
伊区第12号	第2種画漁業	魚介類	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三崎町佐田岬地先	西宇和郡三崎町佐田岬の三崎漁業協同組合かん水蓄養池東堤防と西堤防との間の護岸に囲まれた区域	西宇和郡三崎町	
伊区第13号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三崎町平磯及び釜木地先	アイ、イウ、ウエ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三崎町平磯赤岩鼻 B 西宇和郡三崎町釜木防波堤突端西端 C 西宇和郡三崎町釜木境磯中央 D 西宇和郡三崎町釜木コイノ浜西端の標識 点 ア Aから65度100メートルの点 イ Bから313度150メートルの点 ウ Dから335度200メートルの点 エ Dから335度400メートルの点 オ Cから309度300メートルの点 カ Aから65度350メートルの点	西宇和郡三崎町	別記2及び4のとおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障を及ぼしてはならない。
- 4 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
伊特區第1号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	温泉郡中島町大字大浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町大字大浦竜神防波堤東側付け根から海岸沿い東へ480メートルの標識 B 温泉郡中島町長崎鼻 点 ア Aから温泉郡中島町大字小浜イヨ崎(ヨウ崎)見通し線とBから竜神防波堤の曲点見通し線との交点 イ Bから竜神防波堤曲点見通し380メートルの点 ウ Aから100度190メートルの点 エ Aから温泉郡中島町大字小浜イヨ崎(ヨウ崎)見通し150メートルの点	温泉郡中島町大字大浦、同町大字小浜	別記2のとおり
伊特區第2号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	温泉郡中島町大字宮野地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町大字宮野西防波堤西側付け根から海岸沿い西へ300メートルの標識 B 温泉郡中島町宮野庚申防砂堤東側付け根から海岸沿い東へ300メートルの標識 点 ア Aから興居島琴引鼻見通し線とBからフグリ岩見通し線との交点 イ Bからフグリ岩見通し410メートルの点 ウ Aから70度440メートルの点 エ Aから興居島琴引鼻見通し340メートルの点	温泉郡中島町大字神浦、同町大字大浦、同町大字小浜、同町大字長師及び同町大字宮野	別記2のとおり
伊特區第3号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	温泉郡中島町大字宇和間地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町大字熊田熊田鼻の標識 点 ア Aから237度930メートルの点 イ Aから246度850メートルの点 ウ Aから228度500メートルの点 エ Aから217度625メートルの点	温泉郡中島町大字熊宇和間	別記2のとおり
伊特區第4号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	温泉郡中島町大字熊田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町大字熊田熊田鼻の標識 点 ア Aから208度330メートルの点 イ Aから222度300メートルの点 ウ Aから225度200メートルの点 エ Aから199度230メートルの点	温泉郡中島町大字熊田	別記2のとおり
伊特區第5号	第1種漁業	あわび小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	温泉郡中島町怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町上怒和漁港北防波堤北側突端 B 温泉郡中島町上怒和漁港南防波堤北側突端 点 ア AからB見通し70メートルの点 イ AからB見通し120メートルの点 ウ Aから277度150メートルの点 エ Aから291度112メートルの点	温泉郡中島町大字上怒和	別記2のとおり
伊特區第6号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	温泉郡中島町怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町上怒和漁港北防波堤北側突端 B 温泉郡中島町上怒和漁港南防波堤北側突端 点 ア AからB見通し120メートルの点 イ AからB見通し220メートルの点 ウ Aから226度255メートルの点 エ Aから277度150メートルの点	温泉郡中島町大字上怒和	別記2のとおり
伊特區第7号	第1種漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌7月31日まで	温泉郡中島町怒和島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町怒和島草崎 B 温泉郡中島町怒和島水ウ崎 点 ア Aから温泉郡中島町下二子島西端見通し200メートルの点 イ Bから温泉郡中島町津和地島苺鼻見通し200メートルの点	温泉郡中島町大字元怒和	別記1及び2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
伊特區第8号	第1種画漁業	あわび小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	温泉郡中島町怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町怒和島オカネ簀 点 ア Aから温泉郡中島町大字元怒和甲1809番地1中島三和漁協元怒和支所見通し100メートルの点 イ Aから温泉郡中島町大字元怒和甲1809番地1中島三和漁協元怒和支所見通し300メートルの点 ウ Aから65度310メートルの点 エ Aから85度120メートルの点	温泉郡中島町大字元怒和	別記2のとおり
伊特區第9号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌7月31日まで	温泉郡中島町怒和島地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町怒和島コシキ鼻 B 温泉郡中島町怒和島辨天鼻	温泉郡中島町大字元怒和	別記1及び2のとおり
伊特區第10号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌7月31日まで	温泉郡中島町怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町怒和島伊予崎小島島頂 B 温泉郡中島町怒和島宮ノ浦八幡宮鳥居の中央 点 ア Aから剣崎鼻見通し150メートルの点 イ Bから温泉郡中島町白石(三ツ石)灯台見通し330メートルの点 ウ Bから温泉郡中島町白石(三ツ石)灯台見通し130メートルの点 エ Aから144度210メートルの点	温泉郡中島町大字元怒和	別記1及び2のとおり
伊特區第11号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌7月31日まで	温泉郡中島町怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町怒和島伊予崎北端 B 温泉郡中島町怒和島宮ノ浦八幡宮鳥居の中央 点 ア Bから温泉郡中島町白石(三ツ石)灯台見通し120メートルの点 イ Aから101度700メートルの点 ウ Aから107度720メートルの点 エ Bから温泉郡中島町白石(三ツ石)灯台見通し40メートルの点	温泉郡中島町大字上怒和	別記1及び2のとおり
伊特區第12号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	温泉郡中島町怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町怒和島伊予崎北端 B 温泉郡中島町怒和島宮ノ浦八幡宮鳥居の中央 点 ア Bから温泉郡中島町白石(三ツ石)灯台見通し330メートルの点 イ Aから80度750メートルの点 ウ Aから96度710メートルの点 エ Bから温泉郡中島町白石(三ツ石)灯台見通し130メートルの点	温泉郡中島町大字上怒和	別記2のとおり
伊特區第13号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	温泉郡中島町津和地島地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町津和地島コウノト鼻 B 温泉郡中島町津和地島行先松鼻 点 ア Bから温泉郡中島町流児島黒鼻見通し40メートルの点	温泉郡中島町大字津和地	別記2のとおり
伊特區第14号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	温泉郡中島町流児島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町流児島黒鼻から護岸沿い東へ110メートルの地点に設置された標識 B 温泉郡中島町流児島赤岩 点 ア Aから190度70メートルの点 イ Bから190度70メートルの点	温泉郡中島町大字津和地	別記2のとおり
伊特區第15号	第1種画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	温泉郡中島町流児島地先	Aア及びイBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町流児島ビワ首鼻 B 温泉郡中島町流児島赤岩	温泉郡中島町大字津和地	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア Aから温泉郡中島町津和地島コウノト鼻見通し10メートルの点 イ Bから190度70メートルの点		
伊特區第16号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌7月31日まで	温泉郡中島町津和地島地先	Aア、Bアの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町津和地島クグリ鼻 B 温泉郡中島町津和地島メトリ鼻（仙波南鼻） 点 ア Aから温泉郡中島町怒和島辨天鼻見通し線とBから同町二神島能崎見通し線との交点	温泉郡中島町大字津和地	別記1及び2のとおり
伊特區第17号	第1種画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	温泉郡中島町流児島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町流児島黒鼻 B 温泉郡中島町流児島黒鼻から護岸沿い東へ110メートルの地点に設置された標識 点 ア Aから温泉郡中島町津和地島行先松鼻見通し50メートルの点 イ Bから190度70メートルの点	温泉郡中島町大字津和地	別記2のとおり
伊特區第18号	第1種画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	温泉郡中島町二神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町二神漁港の一字防波堤基部漁港区域の基準点 点 ア Aから293度300メートルの点 イ Aから274度277メートルの点 ウ Aから275度187メートルの点 エ Aから302度220メートルの点	温泉郡中島町大字二神	別記2のとおり
伊特區第19号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌7月31日まで	温泉郡中島町二神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 温泉郡中島町二神漁港の一字防波堤基部漁港区域の基準点 点 ア Aから293度300メートルの点 イ Aから296度699メートルの点 ウ Aから292度703メートルの点 エ Aから284度308メートルの点	温泉郡中島町大字二神	別記1及び2のとおり
伊特區第20号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	喜多郡長浜町大字須沢地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 喜多郡長浜町大字沖浦沖浦橋中央 B 喜多郡長浜町大字須沢松ヶ崎から東へ95メートルの標識 点 ア Aから322度400メートルの点 イ Bから322度400メートルの点	喜多郡長浜町	別記1及び2のとおり
伊特區第21号	第1種画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡瀬戸町三机小振地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡瀬戸町三机坂本乙3031番地の1の標識 B 西宇和郡瀬戸町三机シロバエ 点 ア AからB見通し120メートルの点から180度120メートルの点 イ Aから180度80メートルの点 ウ イから90度125メートルの点 エ ウから0度80メートルの点	西宇和郡瀬戸町	別記2のとおり
伊特區第22号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西宇和郡瀬戸町小島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡瀬戸町小島乙1575住吉神社の標識 点 ア Aから34度170メートルの点 イ Aから8度285メートルの点 ウ Aから320度265メートルの点 エ Aから300度135メートルの点	西宇和郡瀬戸町	別記1及び2のとおり
伊特區第23号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌6月30日まで	西宇和郡三崎町明神地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三崎町明神セガイ鼻	西宇和郡三崎町	別記1及び2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B 西宇和郡三崎町明神漁港第1防波堤突端北端 点 ア Aから西宇和郡三崎町長崎鼻見通し10メートル の点 イ Bから西宇和郡三崎町牛鬼鼻見通し10メートル の点		

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。

